

10 原子力災害対策関連

(1) 福井県の原子力事業所設置概要

(平成 27 年 3 月 17 日現在)

	原子力事業所名	号機	所在地	炉型	認可出力 (万 kW)	営業(本格)運転 開始年月日
運 転 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	1 号機	敦賀市 明神町	B W R	35.7	S45.3.14 廃止予定
		2 号機		P W R	116.0	S62.2.17
	関西電力(株)美浜発電所	1 号機	美浜町 丹生	P W R	34.0	S45.11.28 廃止予定
		2 号機		〃	50.0	S47.7.25 廃止予定
		3 号機		〃	82.6	S51.12.1
	関西電力(株)大飯発電所	1 号機	おおい町 大島	P W R	117.5	S54.3.27
		2 号機		〃	117.5	S54.12.5
		3 号機		〃	118.0	H3.12.18
		4 号機		〃	118.0	H5.5.2.2
	関西電力(株)高浜発電所	1 号機	高浜町 田ノ浦	P W R	82.6	S49.11.14
		2 号機		〃	82.6	S50.11.14
		3 号機		〃	87.0	S60.1.17
		4 号機		〃	87.0	S60.6.5
小計				13 基	1,128.5	
建 設 中	(独)日本原子力研究開 発機構高速増殖炉研究 開発センター		敦賀市 白木 2	F B R	28.0	未定
	小計			1 基	28.0	
建 設 準 備 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	3 号機	敦賀市 明神町	P W R	153.8	
		4 号機		〃	153.8	
	小計			2 基	307.6	
廃 止 措 置 中	(独)日本原子力研究開 発機構原子炉廃止措置 研究開発センター		敦賀市 明神町	A T R	16.5	S54.3.20 H15.3.29 運転終了
	小計			1 基	16.5	

* BWR : 沸騰水型軽水炉

PWR : 加圧水型軽水炉

FBR : 高速増殖炉

ATR : 新型転換炉

(2) 原発事故で放出される主な人工放射性核種と半減期

① キセノン 133

常温でも気体の放射性核種で、原子炉中のほぼ全量が放出される。重い気体で「放射能雲」が通過中に強烈な放射線を浴びせる。しかし「放射能雲」の通過後には残らない。

- ・ 常温で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・ 半減期 5.3 日

② クリプトン 85

常温でも気体の放射性核種で、原子炉中のほぼ全量が放出される。重い気体で「放射能雲」が通過中に強烈な放射線を浴びせる。しかし「放射能雲」の通過後には残らない。

- ・ 常温で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線(ごくわずか)
- ・ 半減期 約 11 年

③ ヨウ素 131

184℃で気体になるため、原発事故で非常に放出されやすい。

ヨウ素は必須微量元素で、咽喉(のど)の近くの甲状腺に集められ成長ホルモンの成分になる。呼吸や水・食物をとおして放射性ヨウ素を取りこむと、ふつうのヨウ素と同じように甲状腺に集められ、甲状腺が集中的に被ばくする。ヨウ素 131 の半減期は 8 日なので半年後にはほとんど消滅するが、遺伝子についた傷が残ると、甲状腺ガンを引き起こす。

- ・ 184℃で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・ 半減期 8 日

④ セシウム 134

678℃で気体になるため、原発事故で大気中に放出されやすい。

セシウム 134 は、半減期が約 2 年である。セシウムは土壌粒子と結合しやすいため地面から放射線を放ち続け、農作物にも取り込まれて、汚染の原因になる。

- ・ 678℃で気体
- ・ 放射線 ベータ線、ガンマ線
- ・ 半減期 2.0652 年

⑤ セシウム 137

678℃で気体になるため、原発事故で大気中に放出されやすい。セシウム 137 は、半減期が 30 年と長い。またセシウムは土壌粒子と結合しやすいため長い間地表から流されない。このため、短寿命の放射性核種やヨウ素 131 が消滅したあとにも残る。地面から放射線を放ち続け、農作物にも取り込まれて、長期汚染の原因になる。

- ・ 678℃で気体
- ・ 放射線 ベータ線
- ・ 半減期 30.1 年

⑥ プルトニウム 239

プルトニウム 239 は原発事故ではあまり遠方には放出されず、大部分は事故原発の

敷地周辺にとどまると思われるが、毒性が強いので注意を要する。プルトニウム 239 の半減期は長く 2 万 4 千年もある。

- ・ 3228℃で気体
- ・ 放射線 アルファ線
- ・ 半減期 2 万 4 千年
- ・ 毒性が強い

(3) 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み

- ① 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)美浜発電所 3 号機、関西電力(株)大飯発電所 3，4 号機、関西電力(株)高浜発電所 1，2，3，4 号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
警戒事態 (第 1 段階)	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）におい

	て、大津波警報が発表された場合。 ⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
--	--

警戒事態区分	緊急事態を判断する EAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の

	障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
--	--

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異

	常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
--	--

- ② 使用済燃料貯蔵槽にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
警戒事態 (第 1 段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ⑤ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
施設敷地 緊急事態 (第 2 段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
全面緊急事態 (第 3 段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

- ③ 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
警戒事態 (第 1 段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。

	② 敦賀市において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
--	--

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
施設敷地 緊急事態 (第 2 段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
全面緊急事態 (第 3 段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

- ④ 炉規法第 43 条の 3 の 34 第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1，2号機、関西電力(株)大飯発電所1，2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
警戒事態 (第1段階)	① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が発表された場合 ③ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断する EAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

(4) 福井県広域避難計画要綱における広域避難の受入れ等

①広域避難の受入れ

越前市 小学校区	地区名		人口	世帯数	避難先	
					避難先名称	住所
武生南	武生柳町		422	145	あわら市本荘小学校	あわら市下番 7-1
	若竹町		357	131	あわら市新郷小学校	あわら市中浜 1-1
	あおば町		242	84	あわら市北潟小学校	あわら市北潟 35-11
	神明町		265	89	あわら市中央公民館	あわら市市姫 1-9-18
	豊町		263	96	あわら市中央公民館	あわら市市姫 1-9-18
	姫川	1丁目	177	63	福井県立芦原青年の家	あわら市北潟 250-20
	姫川	2丁目	493	177	福井県立芦原青年の家	あわら市北潟 250-20
	文京	1丁目	497	167	トリムパークかなづ	あわら市山室 67-30-1
	文京	2丁目	534	198	トリムパークかなづ	あわら市山室 67-30-1
	御幸町		479	205	あわら市芦原小学校	あわら市田中々 2-25
	行松町		670	265	あわら市農業者トレーニングセンター	あわら市国影 23-1
	妙法寺町		311	105	あわら市農業者トレーニングセンター	あわら市国影 23-1
	松森町		514	178	あわら市芦原中学校	あわら市舟津 2-75
	月見町		300	101	あわら市波松小学校	あわら市波松 25-1
	礮町		213	78	あわら市芦原中学校	あわら市舟津 2-75
	常久町		196	72	あわら市芦原中学校	あわら市舟津 2-75
	常久団地		61	21	浜坂区民館	あわら市浜坂 4-5
	学園団地		543	180	あわら市金津中学校	あわら市市姫 1-5-1
	三ツ口町		294	143	あわら市金津中学校	あわら市市姫 1-5-1
北日野	矢放町		560	177	福井県立金津高等学校	あわら市市姫 4-5-1
	帆山町		640	209	福井県立金津高等学校	あわら市市姫 4-5-1
	矢船町		433	157	あわら市金津小学校	あわら市花乃杜 1-20-1
	向新保町		244	69	あわら市劔岳公民館	あわら市櫛第 18-10
	畑町		93	22	福井県立金津高等学校	あわら市市姫 4-5-1
	小野谷町		375	115	あわら市金津こども園	あわら市春宮 3-24-20
	西谷町		136	69	あわら市金津こども園	あわら市春宮 3-24-20
	荒谷町		40	11	あわら市吉崎小学校	あわら市吉崎 8-55
	平林町		236	61	あわら市吉崎小学校	あわら市吉崎 8-55
	庄田町		323	107	あわら市金津東小学校	あわら市中川 18-10
	大手町		77	23	あわら市多目的共同利用施設さくらセンター	あわら市柿原 36-20
	西尾町		560	168	あわら市金津小学校	あわら市花乃杜 1-20-1
	岩内町		196	48	熊坂農村環境改善センター	あわら市熊坂 42-20
	大屋町		240	71	あわら市伊井小学校	あわら市清間 13-24
	葛岡町		114	38	あわら市伊井小学校	あわら市清間 13-24
	間屋町		0	0	あわら市細呂木小学校	あわら市滝 63-8
	北日野団		444	152	あわら市細呂木小学校	あわら市滝 63-8

②広域避難ルート

避難元市	避難先	
	避難先市町	主な避難ルート
越前市	あわら市	・国道 8 号

③病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所 ア 医療機関

避難対象施設				避難先			
市	設置主体	施設名	所在地	市	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	(独) 国立病院機構	国立病院機構 福井病院	敦賀市 桜ヶ丘町 33-1	あわら市	(独) 国立病院機構	国立病院機構 あわら病院	あわら市 北潟 238-1
鯖江市	(医) 東山会	斎藤病院	鯖江市 中野町 6-1-1	あわら市	(医) 至捷会	木村病院	あわら市 北金津 57-25

イ 高齢者福祉施設

避難対象施設						避難先				
市	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入所 者数	市	施設の種類の	設置 主体	施設名	所在地
越前市	介護老人福祉施設	(福) 慈生会	水仙園	萱谷町 4-9-1	80	あわら市	介護老人福祉施設	あわら市((福)あわら市社協)	あわら市金津雲雀ヶ丘寮	春宮 3-28-21
							短期入所生活介護	あわら市((福)あわら市社協)	あわら市金津雲雀ヶ丘寮短期入所	春宮 3-28-21
							介護老人福祉施設	(福) 緑進会	芦原メロン苑	井江 葭 50-18
	介護老人福祉施設	(福) 緑進会	芦原メロン苑	井江 葭 50-18						
	介護老人福祉施設	(福) 町屋福祉会	メゾン いて	東檜尾町 8-38	80		短期入所生活介護	(福) 緑進会	芦原メロンショステイ	井江 葭 50-18
							介護老人保健施設	(医) 至捷会	ナイスケア木村	市姫 3丁目 23-4
	介護保健施設	(医) 相木病院	シルバーハイ ツ武生	中央 2丁目 9-40	140		介護老人保健施設	(医) 泉壽会	加納老健	花乃杜 1丁目 2-39
	グループホーム	(医) 相木病院	アクテ ケア ー あいの樹	小松 1丁目 5-4	18		グループホーム	(福) 坂井福祉会	ウエルネス木村	自由ヶ丘 2丁目 15-23
グループホーム						(福) 聖徳園	グループホームあわら聖徳園	田中々 3-25-7		

避難対象施設						避難先				
市	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入所 者数	市	施設の種類	設置 主体	施設名	所在地
越前市	養護 老人ホ ーム	(福)わ かたけ 共済部	寿楽園	越前市 白崎町 34-2-1	50	あわ ら市	養護老人 ホーム	あわ ら市 ((福)あ わら市 社協)	あわ ら市金 津雲 雀ヶ 丘寮	あわ ら市春 宮 3-28- 21
	軽費老人 ホーム	(福)慶 秀会	ファミ ールほ のか	越前市 氷坂町 46-41-2	50		軽費老人 ホーム	(福)緑 進会	ニコニ コ村	あわ ら市井 江 葎 50- 16
							軽費老人 ホーム	(福)坂 井福社 会	ウエル ネス木 村	あわ ら市自 由ヶ 丘 2 丁目 15-23
							短期入所 生活介護	(福)坂 井福社 会	ウエル ネス木 村	あわ ら市自 由ヶ 丘 2 丁目 15-23
							地域密着 型特養	(福)緑 進会	湯の町 メロン 苑	あわ ら市二 面 42-20
	サービ ス付き 高齢者 向け住 宅(特 定)	(福)わ かたけ 共済部	フォー ユーエ クセル わかた け	越前市 堀川町 9-15	40		短期入所 生活介護	(福)緑 進会	湯の町 メロン 苑ショ ートス テイ	あわ ら市二 面 42-20

ウ 障害者福祉施設

避難対象施設						避難先				
市	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入所 者数	市	施設の種類	設置 主体	施設名	所在地
敦賀市	重症心身 障害児病 棟	独立行政 法人国 立病院 機構	福井 病院	敦賀市 桜ヶ丘 町 33-1	120	あわ ら市	重症心身 障害児病 棟	独立行政 法人国 立病院 機構	あわ ら市 病院	あわ ら市北 湯 238-1
越前市	障害者支 援施設	(福)陽 光会	あいの 里	越前市 白崎町 35-11-1	40	あわ ら市	障害者支 援施設	(福)金 津福 社会	金津サ ンホーム	あわ ら市花 乃杜 3-22-12
	共同生活 援助・共同 生活介護	(福)陽 光会	陽だ まり	越前市 白崎町 34-10-1	9	あわ ら市	共同生活 援助・共同 生活介護	(福)ハ スの 実の家	のぞみ	あわ ら市二 面 87-26-2
							共同生活 援助・共同 生活介護	(福)ハ スの 実の家	あかつ き	あわ ら市二 面 87-26-3
							共同生活 援助・共同 生活介護	(福)ハ スの 実の家	すまい る	あわ ら市市 姫 3-14-2

避難対象施設						避難先				
市	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入所 者数	市	施設の種類	設置 主体	施設名	所在地
越前市	共同生活 援助・共同 生活介護	(福) 北日野 こもれ び会	びー ぷる ファン	越前市 庄田町 3-5-2	8	あわらし	共同生活 援助・共同 生活介護	(福) ハスの 実の家	あおぞ ら	あわらし 市二面 87-26-2
	共同生活 援助・共同 生活介護	(福) 芦山会	グー プー ム竹	越前市 北府 2- 10-32	6		共同生活 援助・共同 生活介護	(福) ハスの 実の家	はさだ	あわらし 市春宮 3-15-2
	共同生活 援助・共同 生活介護	(福) 芦山会	グー プー ム芝 原	越前市 芝原 1- 1-12	12		共同生活 援助・共同 生活介護	(福) ハスの 実の家	友歌里	あわらし 市大溝 3-15-17
あわらし	共同生活 援助・共同 生活介護	(福) 芦山会	グー プー ム芝 原	越前市 芝原 1- 1-12	12		共同生活 援助・共同 生活介護	(福) コミュニ ティー ネットワ ークふく い	ケアホー ム「たつ かわ 寮」	あわらし 市大溝 1-21-29
	共同生活 援助・共同 生活介護	(福) 芦山会	グー プー ム芝 原	越前市 芝原 1- 1-12	12		共同生活 援助・共同 生活介護	(福) コミュニ ティー ネットワ ークふく い	ケアホー ム「にし ま や 寮」	あわらし 市春宮 1-3-26

(5) 用語説明

① EAL、(Emergency Action Level)

原子力発電所における緊急事態の区分（緊急時活動レベル）のこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準である。

② OIL (Operation Intervention Level)

原発事故が発生した場合における運用上の介入レベルのこと。放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行うための判断基準となる。

③ 被ばくの経路

・ 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることをいう。

・ 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることをいう。

④ 環境放射線

環境放射線は自然放射線と人工放射線に分類される。自然放射線とは、自然界にもともと存在している放射線である。人工放射線とは、人間が作り出した放射線のこと。核実験や原子力事故などで放出された放射性物質によるものである。

⑤ 環境放射線モニタリング

環境放射線モニタリングとは、環境中の放射線量を測定することで、平常時の環境放射線モニタリング（以下「平常時モニタリング」という。）と平常時モニタリングの強化及び緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）に区分される。

平常時モニタリングの目的は、原子力施設の周辺住民等の健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線による周辺住民等の線量が、1年間の線量限度を十分に下回っていることを確認し、その結果を周辺住民等に提供することである。

緊急時モニタリングの目的は、原子力施設において緊急事態が発生した場合に、避難、飲食物摂取制限等の放射線防護対策（以下「防護対策」という。）に必要な情報を収集し、原子力施設に起因する放射性物質又は放射線の周辺住民等への影響の評価に資することである。

⑥ スクリーニング

「スクリーニング」とは、「避難所等に収容された周辺住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価、判定し、必要な処置を行うために、ふるいわけすること」である。スクリーニングは、避難時や防災対策区域からの退出時など、放射性物質による汚染などの異常の有無を確認する必要がある場合に行う。

- ・ 身体除染スクリーニング

「急性放射線障害の防止」のための身体除染スクリーニングは、体表面汚染による皮膚障害をはじめとする「人」の急性放射線障害の可能性に対する迅速な対処のために用いる。測定対象は手足を含む全身とする。

- ・ 吸入による内部被ばくスクリーニング

「吸入による内部被ばくの抑制」のための吸入による内部被ばくスクリーニングは、主に放射性ヨウ素による内部被ばくの対策の必要性の判断のために用いる。

- ・ 汚染拡大防止スクリーニング

汚染拡大防止スクリーニングは、原子力発電所敷地内や警戒区域等から出る「人」や「物品」に放射性物質が付着して特定の区域の外に移動することを防ぐ、「汚染拡大防止」を目的とするものである。

- ・ 医療機関の患者受入れのスクリーニング

患者の放射性物質汚染状況に関する情報を取るとともに、医療機関が患者を受け入れた場合の放射性物質による汚染の二次的拡大を防ぐ措置を予め施すことに使われる。

⑦ 安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。

⑧ 単位

放射能や放射線の量は次のような単位で表す。

- ・ 放射能の強さはベクレル (Bq)。
- ・ 放射線のエネルギーがどれだけ物質に吸収されたか (吸収線量) はグレイ (Gy)。
- ・ 人体への影響はどの程度か (線量当量) はシーベルト (Sv)
- ・ μSv はシーベルト (Sv) の百万分の 1
- ・ mSv はシーベルト (Sv) の千分の 1 の値を表す。
- ・ $\mu\text{Sv/h}$ は 1 時間当たりの値を示す。